議案第108号

あいりん総合センター及び萩之茶屋第２住宅解体撤去工事請負契約締結について

あいりん総合センター及び萩之茶屋第２住宅解体撤去工事請負契約を次の要項により締結する。

１　工 事 概 要　⑴　あいりん総合センター

鉄筋コンクリート造地上13階地下１階建建物１棟

建築面積　4,989.60平方メートル

延床面積　23,267.40平方メートル

⑵　萩之茶屋第２住宅

鉄筋コンクリート造７階建（一部６階建）建物１棟

建築面積　1,568.24平方メートル

延床面積　7,772.98平方メートル

附帯工事　一式

２　契約の相手方　大阪市鶴見区横堤１丁目７番17号

株式会社　名和商店

３　契 約 金 額　1,147,410,000円

４　しゅん工期限　令和９年３月31日

５　工 事 場 所　大阪市西成区萩之茶屋１丁目

令和７年５月15日提出

大阪市長　横　山　英　幸

説　明

あいりん総合センター及び萩之茶屋第２住宅解体撤去工事請負契約を締結するた

め、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

（参考）

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。